

高知県緑の少年団連合会会則

(名称)

第1条 この会は、高知県緑の少年団連合会（以下「当会」という。）と称する。

(目的)

第2条 当会は、緑の少年団の育成及び活動の助長を図り、郷土を愛し、自然に親しむ心豊かな健全な青少年の養成に資することを目的とする。

(活動内容)

第3条 当会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 緑の少年団相互の親善、交流及び情報交換
- (2) 緑の少年団指導者の養成及び研修
- (3) 緑の少年団の育成及び指導
- (4) 緑の少年団関係の諸大会及び研修会への参加
- (5) その他前条の目的に必要な事項

(事務局)

第4条 当会の事務局は、公益社団法人高知県森と緑の会に置く。

(会員の資格)

第5条 当会の会員は、県内の緑の少年団（以下「少年団」という。）とする。

(入会)

第6条 当会の会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出するものとする。

(会費)

第7条 当会の会費は、無料とする。

(退会)

第8条 退会は、会員より申し出があったとき及び少年団が解散したときとする。

(役員)

第9条 当会に以下の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 理事 5名以内
- (4) 監事 2名以内

(役員の選任)

第10条 理事及び監事は、総会で選出する。

2 会長及び副会長は、理事の中から互選により決定する。

(職務)

- 第 11 条 会長は、当会を代表し、当会の運営を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 監事は、会務を監査する。

(役員の任期)

- 第 12 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

(会議)

- 第 13 条 当会の会議は、総会及び役員会とする。
- 2 会議は会長が招集し、その議長には、会長があたる。
- 3 会議は、その構成員の過半数で成立し、議決は、出席者の過半数とする。
- ただし、可否同数の時は、議長が定めるものとする。
- 4 書面により議決権を行使することができ、この者は出席とみなす。

(総会の議決事項)

- 第 14 条 総会は、毎年 1 回開催するものとする。また、総会は以下の事項について審議し、決定する。
- (1)活動報告に関する事項
- (2)会則の改廃
- (3)役員の選任および解任
- (4)その他運営に関する事項

(地区協議会)

- 第 15 条 各地区に地区協議会を置くことができる。
- 2 地区協議会の活動規約については、必要に応じて定めることができる。

(育成団体)

- 第 16 条 当会は、少年団の育成及び自主的な活動を促進することを目的に、育成団体を置くことができる。
- 2 育成団体は、高知県を主な活動場所とする青少年団体等とし会長が委嘱する。

(その他)

- 第 17 条 この会則に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

附則

本規約は令和 7 年 6 月 15 日から施行する。

別表（第15条関係）

項目	内容
地区	県下にある次にあげる林業（振興）事務所管内をいう。 ・安芸地区（安芸林業事務所） ・中央東地区（中央東林業事務所） ・嶺北地区（嶺北林業振興事務所） ・中央西地区（中央西林業事務所） ・須崎地区（須崎林業事務所） ・幡多地区（幡多林業事務所）

(別紙)

高知県緑の少年団連合会入会申込書

令和 年 月 日

高知県緑の少年団連合会 会長 様

高知県緑の少年団連合会規約第6条の規定に基づき、入会を申し込みます。

1 団の名称

2 代表者氏名

3 所在地

4 電話番号

5 結成年月日

6 担当者

職氏名：

T E L :

F A X :

メール：

7 団の構成

(単位：人)

団員数	未就学児	小学生	中学生	高校生	引率者	その他	計

※押印省略可。メール、FAXでの送付も可。